

## 障害者の労働とは？

働く事が労働ではない... 障害者が利用  
する B 型事業所の“訓練と労働の境界線”  
運営者「人間としての権利を」の動画から  
障害者の「労働」を考える



### 【浅野さん(26 歳)】

- ・ 重度知的障害・自閉症スペクトラム症
- ・ ペットボトル等のリサイクル作業所で勤務 7 年目
- ・ 現在は勤務 7 年目
- ・ キャップを外す速さから「エース」と呼ばれている



### 【労働環境等】

- ・ 作業内容はゴミを取り除いたり、分別したり、  
キャップを外したりする作業
- ・ 作業者の約 8 割が知的障害や体に麻痺がある。
- ・ 1 日 6 時間 週 5 日
- ・ 暑さや立ち続けるライン仕事など大変な作業(過酷な環境)
- ・ 1 分間にペットボトルキャップを外した個数が 15 個で健常者の約 6 割程度
- ・ 本人は「仕事は楽しい」と言っている。



### 【問題点① 仕事は「労働」ではなく「職業訓練」である】

浅野さんは B 型の就労支援を受けており「労働」ではなく「職業訓練」として扱われており、福祉サービスとして作業を提供されていることになっている。また、工賃として扱われているため、もらえる金額も少ない。



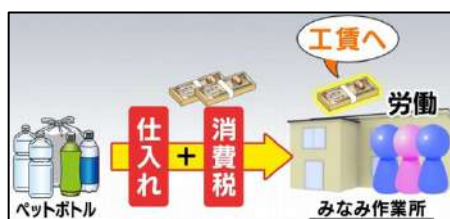
<B型の事業所を運営する方の話>

- ・障害がある人たちが、頑張っている。
- ・その成果が売上げになって工賃になっているのは明らか
- ・障害がある人を「一人前の労働者」、社会で生きる働く人と認めてほしい。
- ・障害がある人が働くということを認めると地位が上がる。
- ・税務署は「給付に過ぎず 労働の対価とは言えない」と主張



そこで・・・ 「B型での作業を労働と認めて欲しい」と訴え裁判を起こす

- ・「労働」としての認定を求め、国に対して裁判を起こす 全国初
- ・「労働」として認められれば、仕入れにかかる消費税が控除され、控除分を工賃に充てることができる。



<国の主張>

「工賃の給付は利用者のために生活活動を提供するという福祉サービスの一環であり、労働の対価ではない」

この裁判に対して専門家は・・・

日本福祉大学 戸枝客員教授

- ・B型という制度を使っている限り、制度設計が「リハビリ・訓練場所」となっている。
- ・仕事として争うなら事業税の課税も覚悟しなければならない。
- ・障害のある人の頑張りや労働の曖昧な状態を問題提起した裁判として評価できる。

賃金の違いからこんな事例も・・・

【問題点② 命の重さの違い】

【聴覚障害女児の「死亡事故」】

- ・死亡したのは聴覚障害の女の子（11歳）
- ・逸失利益は平均賃金の85%で算出

聴覚障害があることで、生涯に得られる賃金が、健常児と比べると少ないと判断された。  
→ 障害によって命の重さが違うのか!?

聴覚障害の女児死亡事故 逸失利益は85%  
3700万円余判決

02月27日 15時47分



5年前、大阪・生野区で聴覚に障害のある女の子が交通事故で亡くなり、遺族が賠償を求めた裁判で、27日、大阪地方裁判所は3700万円余りの損害賠償を運転手側に命じました。  
女の子が将来得られるはずだった収入について、労働者全体の平均賃金をもとに算出するよう求めた遺族の訴えを認めず、その8割余りをもとに算出しました。

この裁判に対して専門家は・・・

日本福祉大学 戸枝客員教授

- ・この裁判では**障害のある人が何もできない人**というイメージを持っている。
- ・海外では障害のある人を「able」(できる)「challenged」(挑戦者)と呼び始めている。
- ・司法には、**その時代感にも重きを置いて**判断していただきたい。

最後に・・・

障害者の労働については、障害の程度によっては福祉的なサービスの一面があるのは確かである。しかし、その労働によって利益が生まれているのも事実であり、その対価を支払ことは当然だと思う。現在は「同一労働同一賃金」が導入されており、同一企業・団体におけるいわゆる正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差の解消を目指している。せめて、労働状況に応じて工賃（賃金）を上乗せするような仕組みなどの労働条件の改善を行ってほしい。それが障害者の人権の向上に繋がっていくと思う。

<引用動画>

Youtube チャンネル : 東海テレビ NEWS ONE

働く事が労働ではない... 障害者が利用する B 型事業所の“訓練と労働の境界線”  
運営者「人間としての権利を」